Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 29 年 6 月 8 日住宅局住宅総合整備課

# 新たな住宅セーフティネット制度に関する説明会の開催について

民間賃貸住宅や空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする「新たな住宅セーフティネット制度」(※)に関する説明会を、以下のとおり、 平成29年7月3日より全国主要都市7箇所において開催します。

#### ※新たな住宅セーフティネット制度

今後増加が見込まれる子育で世帯や高齢者世帯などの住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネットの機能の強化の必要性や、空き家等の増加といった政策課題に対応するため、民間賃貸住宅や空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度や登録された住宅の改修・入居への支援措置等を内容とする制度を、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正により創設(平成29年4月26日から半年以内に施行予定)。

# <説明会の概要>

(1) 対象者 : 賃貸人(大家)、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、家賃債務

保証業者、地方公共団体(住宅部局・福祉部局等)、福祉・医療・

介護等に従事する方 など

(2)日時・場所 : 別紙1参照

(3) 開催時間 : 2時間30分程度 (開始30分前に開場)

(4) 主な内容 : 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、家賃債務保証業者の登

録制度、登録された住宅の改修・入居への支援措置、居住支援法人

の指定、居住支援協議会等への支援措置等の概要等

(5)講師 : 国土交通省・厚生労働省担当官

(6)参加費 : 無料

(7)参加方法 : 開催日3日前までに、インターネット、FAX又は電話により申込

みが必要です。

## <参加申し込み先・問い合わせ先>

新たな住宅セーフティネット制度に関する説明会 受付窓口

H P: <a href="https://krs.bz/jyuutaku-sougouseibi/m/safetynet">https://krs.bz/jyuutaku-sougouseibi/m/safetynet</a> FAX: 0120-222-156 (別紙2を活用ください)

電 話:0120-222-081

### (別添資料)

別紙1:新たな住宅セーフティネット制度に関する説明会開催日時・会場

別紙2:説明会FAX申込書

### <問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 TEL:03-5253-8111(代表) 03-5253-8506(直通)

FAX: 03-5253-1629

企画専門官 勝又 賢人(内線39-843) 係長 横田 圭洋(内線39-844)